

岩手県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成22年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
一関市花泉町涌津字中谷地	18番2	田	田	1,066	165
"	47番3	"	"	683	266
一関市花泉町涌津字崖下	20番2	"	"	841	378
一関市花泉町涌津字中田	81番1	"	"	934	500
一関市花泉町涌津字川前	64番1	"	"	988	978
"	64番2	"	"	983	348
一関市花泉町涌津字外谷地	72番2	"	"	1,020	239
一関市花泉町永井字神明	142番	"	"	1,836	343
"	143番	"	"	2,018	345
"	157番	"	"	2,275	188
"	158番	"	"	2,165	449
"	159番	"	"	1,659	370
"	160番1	"	"	1,067	423
"	160番2	"	"	276	121
"	161番	"	"	1,199	504
"	162番	"	"	1,612	15